

## 熊本市中小企業短期資金融資制度要綱運用規程

制定 平成24年 3月26日市長決裁  
改正 平成24年 8月30日産業政策課長決裁  
令和 3年 6月 7日商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業短期資金融資制度要綱（平成24年4月1日制定。以下「要綱」という。）の運用に当たり、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(融資対象者)

第2条 要綱第3条第1号に規定する市内に6か月以上居住とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者においては、本市への住民票登録日から起算し、6か月以上経過していること。
- (2) 法人においては、本市での登記日から起算し、6か月以上経過していること。

(業歴等)

第3条 要綱第3条第1号に規定する同一業種を6か月以上経営しているとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者 次に掲げるもののいずれかに該当するもの  
イ 直近1か年度の税務申告がなされていること。  
ロ 帳簿や伝票にて6か月以上の営業取引が確認できること。  
ハ 営業所賃貸借契約又は、商取引契約の期日が6か月以上経過していること。ただし、許認可を要する事業については、上記に加え、許認可の取得日から起算し、6か月以上経過していること。

- (2) 法人 設立登記日より6か月以上経過していること。許認可を要する事業については、さらに、許認可の取得日から起算し、6か月以上経過していること。

2 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、業歴を通算して取り扱うものとする。

- (1) 個人事業者の事業継承 事業継承の原因が、死亡、老齢、病気等で3親等以内の親族が継承した場合
- (2) 法人成り 個人から法人化したとき、個人経営時の経営者又は3親等以内の親族が法人の代表者となった場合

(納税)

第4条 要綱第3条第2号に規定する市県民税又は法人市民税を納税していることとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人においては、直近2か年度（業歴2年未満の場合は、直近年度）の納税証明書において、未納額の記載がないこと。
- (2) 法人においては、直近1期分の納税証明書において、未納額の記載がないこと。

(融資制度の併用)

第5条 本制度と次の各号に掲げる熊本市融資制度との併用を認める。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度
- (3) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度
- (4) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度
- (5) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度
- (6) 熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度
- (7) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度
- (8) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度
- (9) 熊本市中小企業高度化資金融資制度
- (10) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度

(借換)

第6条 本制度の協会の保証付融資残額（元金均等月賦返済の場合に限る。）が2分の1以下となったときは、借換え申込みをすることができる。

(必要書類)

第7条 要綱第7条に規定する所定の申込書及び必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式－1）
- (2) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (3) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し  
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）
- (4) その他関係書類等  
（協会の必要書類）

第8条 要綱第8条第1項の保証依頼の書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式－1）の写し
- (2) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (3) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し  
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）
- (4) 熊本市中小企業制度融資発送簿（様式－A）
- (5) その他関係書類等  
（市の必要書類）

第9条 要綱第8条第1項の市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式－1）
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し  
（適用除外）

第10条 協会の保証を付さない融資は、第7条、第8条及び第9条の適用は受けず、取扱金融機関の定めるところとする。

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。